知ってほしい！
身近に感じてほしい！

成年後見制度 研修会

「成年後見制度」、新聞やニュースで
よくみるようになったけど、どんな仕組みかしら？

成年後見制度は、認知症や障害などにより、
判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように
援助してくれる人を、家庭裁判所に選任してもらう制度です。

例えば…

親が認知症に
かわりにお金をおろしに
銀行へ行ったら、成年後
見制度の利用をすすめ
られたわ….

障害のある子どもが
います。親亡き後の
不安を減らすために
成年後見制度を
利用しています。

親族が亡くなり
遺産分割手続きを
する必要が…。
相続人にひとり、認知症
の方がいて、成年後見制
度を利用することになったわ

ひとり暮らしをして
いる親族が、すすめられる
まま高額な買物をしていて心配。
消費者トラブルにならない
ように、成年後見制度の
利用を考えてます。

こどもがいないので
将来、自分のことが心配。
元気なうちに、
将来のことをまかせる人を
きめておけると安心

誰にでも
必要になる可能性が
ある制度です。

1度、概要を知っておくと
いざという時に役立ちます。

ぜひ、お誘いあわせの上、
ご参加ください。

当日のプログラム 予定

◎ 平成31年3月5日（火） 10:00～12:00
◎ 柏崎市総合福祉センター

10:00～『成年後見制度とは』
講師：司法書士 柿崎 啓子 氏
※成年後見制度の概要
※実際の活用事例 など

11:00～ 質問の時間

11:15～『柏崎にも
市民後見人さんがいるってホント?!』
柏崎市で、市民後見人養成講座を受講して、実際に活動しているみなさんから、活動報告をしていただきます。

あなたにも、できる活動かも？
ぜひ、大勢の方に、報告をきいていただきたいです。
成年後見制度を身近に感じていただけると思います。

問い合せ・申し込み

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
〒945-0045 柏崎市豊町3-59
柏崎市総合福祉センター内
電話 (22)-1411 Fax (22) 1441
メール ks-92@syakyou.jp

定員：50名
（しめきり）：3月1日（金）までに
電話、Fax、はがき、
メールにて、左記まで
お申し込みください。

※柏崎市社会福祉協議会では、
平成27年度から、市民後見人養成講座を
開催しています。
現在約20人の方が、「法人後見支援員」（ウラ面参照）として
活動中。月に1～2回、1回2時間くらいの
活動です。
平成31年度も養成講座を開催予定です。